

堺市アスベスト対策推進本部会議(令和3年5月13日) 意見等への対応について

資料名	意見	対応
<p>会議次第 2. 報告事項</p>	<p>添付の資料3-②、資料3-③の記載内容を踏まえ、以下のように修正すべき。 (修正前) 「令和2年度の取組み結果及び令和3年度の取組み予定について」 (修正後) 「令和2年度 of 取組み結果及び令和3年度以降の取組み予定について」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。 加えて、資料3-①のタイトルも同様に修正します。</p>
<p>会議次第 資料1-① 資料1-② P.6ほか</p>	<p>第2章の各対策の《今後の取組》は、その記載内容から、《取組方針》とすべきではないか。加えて、当該内容から、表題についても「堺市アスベスト対策方針」を「堺市アスベスト取組方針」とした方が適切ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
<p>資料1-② P.1 最終行</p>	<p>市のアスベスト対策の目的は、「市民の健康を守る」ことにあるので以下のように修正すべき。 (修正前) 「～総合的な施策を展開していきます。」 (修正後) 「～アスベスト飛散により市民等に健康被害を発生させないよう着実に対策を進めていきます。」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。 加えて、より健康被害に対する考え方を明確にするために、P.2取組方針の下に、関連するSDGsの主な目標として、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール12 つくる責任つかう責任」を加えます。</p>
<p>資料1-② P.6 【民間建築物の対策】</p>	<p>民間建築物の対策をどうやっていくのかわかりにくい。民間建築物の対策をしっかりと考えていく必要があるので、以下のとおり修正すべき。 (修正前) 「関係部局との間で情報共有を図る一方、事前調査結果報告制度により、アスベスト含有建材が認められる解体等工事について、計画的な監視指導を行います。また、吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事に係る補助事業の周知・啓発の推進や既存建築物におけるアスベスト飛散防止に向けた対応の検討をします。」 (修正後) 「関係部局間で解体等工事の届出事項の情報共有を図り、また令和4年4月1日から義務化される事前調査結果報告制度により、アスベスト含有建材が認められる解体等工事について、計画的な監視指導を行います。 建築物所有者等に対し、吹付けアスベスト含有調査・除去等工事補助事業の周知・啓発や確実な飛散防止には建物所有者等への制度啓発が基本かつ重要との視点から、アスベスト関係の法令、制度等の確実な啓発を推進します。」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。 加えて、上記修正にあわせ、資料1-①においても、以下のとおり修正します。 (修正前) 「既存建築物におけるアスベスト飛散防止に向けた対応の検討」 (修正後) 「アスベスト飛散防止に向けた民間建築物の所有者等への啓発」</p>

<p>資料2 右側 上段枠内</p>	<p>曖昧な表現となっているため、枠内の内容の説明として「<作成の視点>」の追記と、以下のように修正したらどうか。 (修正前) 「関連のある計画等との整合を図ったマニュアルの整理」 (修正後) 「関連計画等と総括的に整合を図ったマニュアルとする」 (修正前) 「関係法令の改正(令和2年度)を踏まえたマニュアルの整理」 (修正後) 「規制対象の拡大等を趣旨とした令和2年度の関係法令改正を踏まえたマニュアルとする」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
<p>資料2 右側 中段枠内</p>	<p>曖昧な表現となっているため、以下のように修正すべき。 (修正前) 「様々な情報・広い視野を保有する関係団体等のノウハウを基に、マニュアルを整理する必要がある。」 (修正後) 「災害対応において支援を受ける専門団体等のノウハウや体制を反映する」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
<p>資料2 右側 中下段の右枠内</p>	<p>委託業務活用の必要性を明確にする必要があり、現状、堺市が専門的知見の支援は不要と考えるため、矢印内の記載は、「支援」を「活用」へ変更し、また以下のように修正すべき。 (修正前) 「専門的な知見を持つ事業者」 (修正後) 「専門分野の事業者への業務委託(情報収集・整理等)」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
<p>資料2 右側 下段枠内</p>	<p>資料からは議題の趣旨が分かりにくいいため、以下のように修正すべき。 (修正前) 「堺市版 災害時アスベスト飛散防止マニュアルの作成」 (修正後) 「今年度、堺市版 災害時アスベスト飛散防止マニュアルを作成」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

<p>資料3-⑤ 上段②</p>	<p>資料2の意見同様、以下のように修正すべき。 (修正前) 「②災害時におけるアスベスト飛散防止対策について、対応方針について研究したことを踏まえ、専門業者へ委託発注し、災害時における飛散防止マニュアルを策定」 (修正後) 「②平常時の備えから解体等工事、処理に至る段階ごとに実施すべき事項を、関連計画等と総括的に整合させ、また災害対応で支援を受ける専門団体等のノウハウや体制を反映させて、マニュアルを策定する」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p> <p>加えて、資料1-①、1-②P.6の災害時マニュアルの記述部分についてもこの項目の修正と整合を図るため、修正します。 (修正前) 専門知識を有する事業者等の意見を聴取し (修正後) 災害対応で支援を受ける専門団体等のノウハウや体制を反映させて</p>
<p>資料3-⑤ 令和3年度の取組体制の整備</p>	<p>資料2の意見同様、以下のように修正すべき。 (修正前) 「～専門的な知見を持つ事業者の支援を受けて策定」 (修正後) 「～専門分野の事業者への業務委託(情報収集・整理等)も活用して策定」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

資料名	質 問	回 答
<p>資料1-② P.2 (推進体制イメージ)</p>	<p>STEP1とSTEP2の考え方は</p>	<p>STEP1、STEP2は、推進本部で決定した取組を各課での進め方として示したものです。</p>
<p>資料3-⑤</p>	<p>取組みにおける「建築物等の情報収集」とはどのような状況か。</p>	<p>建築物等の情報収集の状況は、最優先で把握すべき情報として、飛散性の高いアスベスト(レベル1)建材について、民間建築物の所有者を対象に、アスベスト使用状況に関するアンケート調査に基づいた情報を把握しています。</p>